## 別添3 <介護保険に係る利用料>

介護保険負担割合 1割から3割

【介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額を負担いただきます。】 月額:30 日換算 (税込)

E 21 ROUPINS	<u> </u>	( - pc-75( - )	111 (-)-0-0		, ,	C 0 7 0 1		71 115 · 00 F	
要介護度	特定施設 入居者生 活 介護費	医療機関連携加算	夜間看 護 体制加 算	サ ス 提 制 強 ( I ) イ	口腔衛 生管理 体制加 算	退院退 所時連 携 加算	看取り 介護加 算	介護職員 処遇改善 加算 I	合 計(2割)
	月額	月額	月額	月額	月額	日額	日額	8.2%	月額
要支援	5,430円	80 円		540 円	30円	_	_	499 円	6,579 円 (13,157 円)
要支援	9,300円	80 円	_	540円	30円	_	_	816 円	10,766 円 (21,532 円)
要介護	16,080円	80 円	300	540円	30円	*	*	1,396 円	18,426 円 (36,853 円)
要介護	18,060 円	80 円	300	540円	30円	*	*	1,559 円	20,569 円 (41,138 円)
要介護	20,130 円	80 円	300	540円	30円	*	*	1,729 円	22,809 円 (45,617 円)
要介護	22,050 円	80 円	300	540円	30円	*	*	1,886 円	24,886 円 (49,577 円)
要介護 5	24,120円	80 円	300	540円	30円	*	*	2,056 円	27,126 円 (54,251 円)

# 不定期または、該当者のみ算定する加算

\*退院退所時連携加算:入居後30日に限り(1日)・・・30円(60円)

\*看取り介護加算(1日)

死去日以前 4 日以上 30 日以下・・・144 円(288 円) 死去日以前 2 日又は 3 日・・・280 円(560 円) 死去日当日・・・1,280 円(2,560 円)

- \*栄養スクリーニング加算:(半年ごとに1回)・・・5円(10円)
- \*若年性認知症入居者受入加算:(月額)・・・要介護者 3,600 円(7,200 円) 要支援者 120 円(240 円)
- ※介護保険料の滞納による給付制限措置等を受けている場合は、当該措置が優先されます。 ※行事参加費、理美容代、おむつ代、医療費等は別途実費をご請求させていただきます。 実費分に関しては、介護サービス等の一覧表(別添2)をご確認してください。

#### <介護保険に係る利用料②>

# 短期利用特定施設入居者生活介護

1. 介護保険負担割合 1割から3割

【介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額を負担いただきます。】 月額:30 日換算 (税込)

要介護度		設入居者 介護費	夜間看護 体制加算		サービス提供 体制強化 加算(I)イ		介護職員処遇 改善加算 I	合 計 (2割)
	日額	月額	日額	月額	日額	月額	8.2%	月額
要介護 1	536 円	16,080 円	10 円	300 円	18 円	540 円	1,387 円	18,307 円 (36,615 円)
要介護 2	602 円	18,060 円	10 円	300 円	18 円	540 円	1,550 円	20,450 円 (40,900 円)
要介護 3	671円	20,130 円	10 円	300 円	18 円	540 円	1,720 円	22,690 円 (45,379 円)
要介護 4	735 円	22,050 円	10 円	300 円	18 円	540 円	1,877 円	24,767 円 (49,534 円)
要介護 5	804 円	24,120 円	10 円	300 円	18 円	540 円	2,047 円	27,007 円 (54,013 円)

#### 不定期または、該当者のみ算定する加算

- \*若年性認知症入居者受入加算:(1日)・・・120円(240円)
- ※介護保険料の滞納による給付制限措置等を受けている場合は、当該措置が優先されま

### 2. 自己負担費用

月額:30 日換算(税抜)

項目	日額	月額	項目	日額	月額
食 費	1,650 円	49,500 円	水光熱費	464 円	13,910 円
居住費	(非課税)2,000 円	60,000 円	管 理 費	820 円	24,600 円

## 3. その他

有	料
サー	ビス等

行事参加費、理美容代、おむつ代、医療費等は別途実費を請求いたします。 実費分に関しては、介護サービス等の一覧表(別添2)をご確認してください。

### <利用期間>

介護保険法令に定める所定の要件を満たす場合において、30日を上限とし、当該施設 空室に短期間入居させるものとする。